

企業における省エネ設備等導入支援事業補助金 Q & A

※内容については、適宜、更新する可能性があります。

1 補助事業者に関すること

Q 本社が福井県外にある場合でも補助対象者ですか？

A 更新しようとする設備がある事業所が福井県内であれば対象となります。

Q 幅広く業務を展開しており、製造業または商業・サービス業以外の業務も行っていますが、この場合は補助対象者ですか？

A 製造業または商業・サービス業を営んでおり、それらの業務に使用している既存設備の更新であれば対象となります。判断に迷われた場合は事務局にお問い合わせください。

Q 製造業の経理等の事務を行っている事務所内の設備更新は補助対象ですか？

A 工場や作業場だけでなく、対象となる業種の業務に使用されている事務所内の設備更新についても補助対象となります。

Q 企業組合であるが、この場合は補助対象者ですか？

A 中小企業等経営強化法に規定される組合は対象となります。（個別法で設立が定義されている組合（共済組合や農業協同組合、漁業協同組合等）は対象外です。）

Q 「事業所」とはどういった施設を指すのか？

A 工場、作業場、店舗、事務所、その他これらに類する施設となります。ただし、住宅用途の建物で使用する設備は対象外となります。

Q 事業所を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるのか？

A 補助事業により導入した設備を償却期間中も適正に管理するため、補助事業者の要件における「福井県内に事業所を有する中小企業者であること」とは、事業所の所有権を有することを要し、賃貸借契約等に基づき事業所を所有している場合は、補助対象となりません。ただし、建物に付随しない生産設備および冷凍冷蔵設備については個別の判断が必要となりますので、事務局にお問い合わせください。

また、個別判断の際には、追加で書類を求める場合がございますのでご了承ください。

2 補助対象に関すること

Q 補助対象の経費の表の各設備の種別に該当しない設備は補助対象外か？

A 設備区分毎に種別を掲載していますが、該当がない場合（補助対象外経費として明記している設備を除く）は事務局にお問い合わせください。

ただし、更新前後で30%以上の省CO2効果が見込まれるものである必要があります。

Q LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけでもよいのか？

A 電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。照明の交換の場合、照明器具とランプを同時に交換する必要があります。

ただし、安定器のバイパス工事など有資格者による工事を伴うランプ交換は補助対象となります。

Q 補助事業の内容にある「既存の生産設備に30%以上省CO2効果のある省エネ機能を付加する場合」とはどのような場合か？

A 生産設備の一部であるモーターやポンプ、ファン等の交換や、インバータ制御導入を想定しています。生産設備全体ではないこれらの更新についても、更新前後で30%以上の省CO2効果が見込まれるのであれば補助対象とします。

Q 冷凍庫や冷蔵設備の更新は補助対象となるのか？

A 令和8年度より冷凍庫や冷蔵設備の更新についても補助対象とします。

Q 壁掛け式エアコン（ルームエアコン）は補助対象となるのか？

A 令和8年度より、壁掛け式エアコン（ルームエアコン）の更新についても補助対象とします。

Q キュービクルやトランスの更新は補助対象となるのか？

A キュービクルやトランスは生産設備に該当しないので、補助の対象外とします。

Q 設備の新設は対象となるのか？

A 既存の省エネ効果が低い設備を省エネ効果が高い設備へ更新することを想定しているため、設備の新設は対象となりません。

Q 既存設備の撤去費および処分費は補助の対象となるのか？

A 既存設備の撤去、処分にかかる費用および新設設備の運搬、取付等に係る費用や消耗品等については、補助の対象外とします。

Q 設備更新に際して、既存設備は必ず撤去する必要があるのか？

A 既存設備については原則、撤去してください。やむを得ない理由で撤去が難しい場合は、既存設備が使用不可になっていることが分かるように、工事時の写真等を添付するなどしてください。

Q リース契約による設備調達については対象となるのか？

A リース契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共同購入するような設備は

補助の対象外とします。

Q 導入する設備の能力・出力が、導入前の設備の能力・出力を超えてもよいのか？

A 原則、同等の能力を有する設備を同数導入することを想定しています。ただし、設備の能力・出力の変更や台数の増加に合理的な理由がある場合には、省エネ効果が見込まれることを前提に、理由書（様式任意）を添付して申請することが可能です。

また、既存設備と同様の作業目的を達成する設備への更新が原則になりますので、作業目的が全く異なる設備への更新は補助対象外とします。

Q 工事が終了している事業は補助対象になるのか？

A 補助金交付決定日以前に着手済みの事業に関する支出は補助対象外です。

Q 生産設備はどのようなものが対象となるのか？

A 製造業の工場等において使用される工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械などを対象とさせていただきます。判断に迷われた場合は事務局にご相談ください。

3 事業所について

Q 建物の所有者と導入したい省エネ設備の所有者が異なる場合（建物の所有者は個人（代表取締役等）、設備の所有者は法人の場合など）、補助の対象となるのか？

A 原則、補助対象とはなりません。ただし、生産設備および冷凍冷蔵設備については個別の判断が必要となりますので、事務局にお問い合わせください。

また、個別判断の際には、追加で書類を求める場合がございますのでご了承ください。

Q 自宅兼事業所の場合（1階は店舗、2階は住居の場合など）は補助対象となるのか？

A 店舗や工場など事業に供する部分の設備更新についてのみ補助対象とします。

Q 複数店舗の設備更新を考えているが、その場合は店舗ごとに分けて事業計画書を作成するのか？

A 補助金交付申請が可能なのは 1 事業者につき同一年度に 1 回限りとしているため、複数店舗ある場合は全てまとめた内容で事業計画書を作成してください。

4 省エネルギー量、省 CO2 率の計算について

Q （生産設備を更新する場合）申請する生産設備以外に生産ライン全体を更新する場合、全体の省エネルギー効果を示せばよいのか？

A 省エネルギー効果の算定は対象となる生産設備の更新によるもののみを評価するため、それ以外の省エネルギー効果は計算に加味しないでください。

5 提出書類について

Q 現行設備の写真提出が必要とのことだが、照明機器など数が膨大な場合でも、全ての機器の写真提出が必要か？

A 機器の総数が多い場合は、工場・事業所の平面図に機器の配置や数量を示したものなどを写真と共に添付いただければ、写真は更新する機器全てではなく代表的なものだけでも構いません。

Q 現行設備の写真提出が必要とのことだが、空調機器については室内機のみでよいのか？

A 空調機器の場合は、室内機と室外機の両方の写真を添付してください。

Q 地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことだが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいのか？

A 地方消費税の滞納がないことを証明するものである、「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」を管轄の税務署より取得し、提出してください。
なお、納税証明書は申請日から2か月以内に発行されたものに限りします。

Q ふくい女性活躍推進企業の登録通知書の写しの提出が必要とのことだが、登録していない場合は申請できないのか？

A 未登録の場合は、登録申請書の写しを提出してください。ただし、登録が完了していない場合は交付決定ができませんので、登録され次第、直ちに登録通知書の写しを事務局あて提出してください。

Q 実績報告時に提出する補助事業に係る経理関係の証拠書類の写しとは、具体的にどのようなものになるのか？

A 複数の業者からの見積書、契約書または請書、納品書または工事完了届などを指します。詳細については、交付事務マニュアル p. 10 「(3) 補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管について」を参照ください。

6 その他について

Q 応募をすれば必ず補助金が受けられるのか？

A 提出された計画書等をもって審査を行い、事業内容が適切であるか等を確認のうえ、予算の範囲内で決定します。応募をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。

Q 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 設備設置等を行う施工者への正式な見積もり徴収をもって着手とします。なお、交付申請書に添付する見積書はあくまでも参考徴収であり、補助金の交付決定後、施工者に改めて正式に見積書を徴収することになります。なお、その際は複数の施工者から見積を徴収してください。（競争見積）

Q 開発段階の技術や、実証試験中の設備は対象となるのか？

A 設備の性能が公的に証明されていないことから、補助対象としません。

Q 申請者が新規に設立したばかりで一度も決算を行ったことがなく、経営状況表（資産に関する調書）の記載や添付書類（貸借対照表や損益計算書）を添付できない場合、補助金の対象となるのか？

A 個別に判断することになります。

Q 交付決定後に交付申請書の内容に変更が生じた場合はどうすればよいのか？

A 次に掲げる変更のいずれかに該当する場合は、事前に計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受ける必要があります。

- (1) 補助対象経費の相互間においていずれか低い額の20%を超える変更
- (2) 事業費の総額の20%を超える変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更

※交付申請書上で導入予定としていた設備において、メーカー都合による型番変更（型番名の一部が変更される等）、設備本体の色変更やLED照明の色味変更等、設備の性能に変更がない場合は軽微な変更とみなしますので、計画変更承認申請書の提出は不要とし、実績報告の際の理由書の添付等で対応可能とします。判断に迷われる場合は、事務局にご相談ください。

- (4) その他計画内容の大幅な変更

Q 「事業完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 補助事業の工事、納品・検収、施工者への支払がすべて終了したことををもって完了とします。